

保護者の方へ

学校感染症による出席停止のお知らせ

学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法第19条に基づき出席停止となります。(出席停止期間は欠席扱いにはなりません) 医師から登校の許可を受けるまでご家庭にて十分休養をしてください。

医師の登校許可が出ましたら、下記の「登校許可書」に保護者の方が必要事項を記入して学校へ提出してください。(医師の証明・診断書等は必要ありません。)

○主な感染症の出席停止期間○

	病名	出席停止期間
1	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで (基準は裏面の早見表をご覧ください)
2	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
3	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
4	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
6	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
7	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
8	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
9	結核、髄膜炎菌性髄膜炎、溶連菌感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸炎、その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

登校許可書

日の出町立平井小学校長 様

病名	インフルエンザの場合(○をつけてください) A型 ・ B型 ・ 不明
医師診断日	令和 年 月 日
出席停止期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
医療機関名	

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

年 組 児童氏名

保護者署名

早見表「インフルエンザ 出席停止期間の基準」

		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過した後	
 Aくん	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
 Bくん	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
 Cさん	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
 Dさん	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止
 Eくん	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

インフルエンザの出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」です。

発症した日からかぞえると、6日間の出席停止が必要ということになります。その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。